

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○ 報酬算定・運営基準

「【通所介護】H31年度ADL維持等加算算定に係る必要書類と提出時期について」

○ お知らせ

「平成30年度 訪問看護にかかる支援策について」

「いろいろ知りたい！訪問看護の世界」開催のご案内(平成30年6月30日(土))」

「介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！」

「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！」

「介護サービスに係る苦情検索システムについて」

「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(平成30年度第1期)の宣言事業所を募集します！」

「区市町村、介護施設等職員向け福祉用具講習会のお知らせ」

「福祉用具専門相談員指定講習会を実施します！」

「介護施設等従事者向け福祉用具体験講習会のお知らせ」

「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！」

平成30年 6月1日発行 第167号

報酬算定・運営基準

○ 【通所介護】H31年度ADL維持等加算算定に係る必要書類と提出時期について

平成30年度に新設されましたADL維持等加算に関しまして、東京都においては、下記のとおり届出がされた事業所に対し平成31年度加算算定可否を審査いたしますので、ご留意のほどお願い致します。

1 必要書類及び届出の時期

- (1) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算(申出)の有無」の届出
・・・平成30年7月15日まで

※平成30年4月以降すでに届け出ている事業所は改めて提出する必要はありません。

- (2) 「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出
・・・平成31年2月15日まで

※「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」につきましては、東京都においては1(1)の提出をもって届出のあるものと読み替えます。

★(1)(2)両方の届出が必要です。

2 提出先

〒163-0718

新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル18階

公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部事業者指定室

電話：03-3344-8517

3 関係資料

平成30年4月6日付老振発0406第1号・老老発0406第3号「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」

掲載場所：東京都介護サービス情報「介護保険最新情報（厚生労働省通知）」

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html

<具体例>

1(1)を平成30年6月15日に提出した場合、平成31年度の加算に対する評価対象期間は平成30年6月から12月となります。また、平成32年度の加算に対する評価対象期間は平成31年1月から12月となります（翌年度以降に算定を希望しなくなった場合は別途「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」を「なし」として届け出る必要があります）。

【必要書類掲載先】

東京都福祉保健局ホームページ>東京都介護サービス情報内

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html>

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/30_seido_kaisei.html>

【お問合せ先】

介護保険課介護事業者担当 TEL03-5320-4593

○ 平成30年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成30年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<H30年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業(※1) (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	原則、受験する対象分野にかかる教育課程入学試験日の20日前の日まで
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	締切：6月20日(水) ※上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。

補助金事業	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 ＜研修代替職員確保への支援＞	締切：6月20日(水)
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※2) ＜産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援＞	原則、代替職員を任用しようとする 20日前の日まで
	(4) 新任訪問看護師(★)就労応援事業 ※補助金を活用するためには、実施事業者として選定される 必要があります。(「募集要領」を確認ください。) ※一部(公社)東京都看護協会に委託して実施します。 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	締切：6月6日(水) ※5月以降に訪問看護未経験者を雇用する場合 が対象です。(4月に訪問看護未経験者を雇用し た場合の締切は終了しました。)
その他の 取組	東京都訪問看護教育ステーション	申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護ステーション等事業開始等支援事業 (経営等に関する個別相談会)	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護フェスティバルの開催	H31年1月12日 東京都庁(予定) 詳細は別途ご案内いたします

(※1) 認定看護師資格取得支援事業、及び(※2) 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業＜産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援＞は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】 東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL 03-5320-4267 FAX 03-5388-1395

○ 「いろいろ知りたい！訪問看護の世界」開催のご案内(平成30年6月30日(土))

看護師等の資格をお持ちの方や看護学生の方に、訪問看護の魅力ややりがい、仕事の実際などを知ってもらうため、秋山正子氏(株式会社ケアーズ代表取締役)による講演会や、現役訪問看護師の方々によるリレートーク、質問交流を実施します。

地域包括ケアの実現に向け、日々ご活躍されている訪問看護師の方々のお話を直接聞き、また直接質問できるチャンスです！ぜひご参加ください。

プログラム	
13:30～15:00	<p>● 基調講演「地域包括ケアシステム実現のために～訪問看護の力～」</p> <p>講師：秋山正子氏(株式会社ケアーズ代表取締役/白十字訪問看護ステーション 統括所長/暮らしの保健室室長/マギーズ東京センター長)</p>
15:00～15:45	<p>● リレートーク「生き生きと働き続けるために！～訪問看護師という選択～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「訪問看護の魅力」 あすか山訪問看護ステーション 所長 田中道子氏 ・「訪問看護師に転職して」 訪問看護ステーション三軒茶屋 上遠野理栄氏 ・「新卒でも訪問看護はできる！」 あすか山訪問看護ステーション 佐野 希氏
15:45～16:15	<p>● 公開座談会「もっと知りたい！訪問看護の実際」</p> <p>ファシリテーター 野村訪問看護ステーション 所長 家崎芳恵氏</p> <p>※リレートークの3人を交え、会場参加者からの質問に答えます！</p>
16:15～16:45	<p>● ミニ相談コーナー</p> <p>訪問看護師としての働き方や魅力など、現役訪問看護師に直接質問できます。個別の就労相談にも、東京都ナースプラザ担当者が対応します。</p>
申込方法	<p>東京都看護協会ホームページ・FAX から(事前申込期限:6月28日(木)※)</p> <p>詳細は下記ホームページをご覧ください。</p> <p>東京都看護協会HP ホーム > 在宅療養支援 > 東京都新任訪問看護師就労応援事業</p> <p>※席に余裕がある場合は当日参加も可能ですが、なるべく事前にお申込みください。</p>

【お問合せ先】

🔍 東京都新任訪問看護師就労応援事業講演会

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267 FAX03-5388-1395

いろいろ知りたい！訪問看護の世界

🎟️ 参加無料

開催日 平成30年**6月30日**(土) 13:30～16:45

対象 都内在住・在職の看護職・看護学生
※離職中でも在宅看護に関心のある方は是非お越しください！

会場 (公社)東京都看護協会 2階サークル室
新宿区筑土八幡町4-17 (JR・東京メトロ・大江戸線「飯田橋駅」徒歩5～7分)

【編集兼発行】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

TEL 03-5320-4291、FAX 03-5388-1395

○ 介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者（アセッサー）」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。平成30年度評価者（アセッサー）講習は、以下のとおり開催されますので、受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

なお、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業（アセッサー講習受講支援事業費補助：アセッサー講習受講にかかる経費の補助）については、9月頃に交付申請書提出の受付を開始する予定です。

【申込受付期間】

○第1期 6月12日（火）～7月11日（水）

○第2期 8月21日（火）～10月1日（月）

【受講期間】

○第1期 8月上旬～9月27日（集合講習は9月27日（木））

○第2期 10月中旬～12月11日（集合講習は12月11日（火））

【受付方法】

介護プロフェッショナルキャリア段位制度専用ホームページよりお申込みください。

<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>

【受講に係る費用】

22,810円（税込）

（内訳）

- ・受講料 19,980円（税込）
- ・講習指定テキスト代 2,700円（税込）
- ・払込取扱手数料 130円（税込）

【お問合せ】

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

電話 03-5402-4882

《介護キャリア段位制度とは？》

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、介護技術の「見える化」を促進し、現場で何が出来るかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促すものです。

○ 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業では、事業所の周辺に介護職員の宿舎を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援します。

本事業の助成金交付申請を行うためには、事前に事業計画書の提出が必要となり、平成 30 年度事業計画書の提出期限は、継続法人(平成 29 年度助成対象となった宿舎がある法人)と新規法人(本年度新たに申請を行う法人)で異なりますので、ご注意ください。本事業の活用を検討されている法人につきましては、事業実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団までお早めにご申請ください。

なお、本事業の申請にあたっては、福祉避難所の指定を受けている等の助成要件がありますので、財団のホームページにてご確認ください。

【提出期限】 継続法人:平成 30 年 6 月 29 日(金曜日)
新規法人:平成 30 年 9 月 28 日(金曜日)

【提出先】 公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

【提出方法】 配達記録の残る方法にて、必要書類を送付してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>)

また、財団では助成金交付申請をご検討中の法人を対象に、本事業の概要及び具体的な書類の書き方や疑問点にお答えする説明会を下記の日程で開催します。申込方法等の詳細については財団ホームページをご確認ください。

【日 程】

	日にち	時間※1	申込締切日(必着)
1	6月 5日(火)※2	10:00	6月 1日(金)
2		15:00	
3	6月21日(木)	10:00	6月18日(月)
4	7月18日(水)	15:00	7月13日(金)
5	8月10日(金)	10:00	8月 8日(水)
6	9月 4日(火)	15:00	8月31日(金)

※1 受付及び開場は開始時間の15分前からとなります。受付時間以降にお越しください。

※2 午前、午後とも同じ内容です。

【会 場】

公益財団法人東京都福祉保健財団 研修室1又は研修室2(小田急第一生命ビル 5 階)

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援担当(介護)

TEL 03-3344-8548

○ 介護サービスに係る苦情検索システムについて

東京都国保連合会では「介護サービスに係る苦情検索システム」(以下「本システム」という。)を一般公開しております。本システムは、介護サービス種類、申立人・相談者(利用当事者・配偶者・子等)、要介護(支援)度等の検索項目を選択することで、該当する苦情事例の検索を簡単に行うことができます。また、キーワード(例:転倒、誤薬、感染症、説明不足、契約解除等)から気になる事柄をフリーに検索し、事例を閲覧することも可能です。

■目的■

本システムは、介護サービス事業者・利用者・区市町村等が、介護サービスに係る苦情事例を検索することにより、苦情の概要及び傾向を把握でき、将来の苦情の防止及び解決に役立てるとともに、介護サービスの質の維持向上に資することを目的としています。

※本システムは法的責任に係わる判断を示すものではありません。

■対象事例■

本システムにより検索できる苦情事例は、以下の事例です。

(1)連合会申立対応事例

介護保険法第176条第1項第3号の規定等に基づき、東京都国保連合会において対応した苦情事例です。

(2)区市町村等受付事例

区市町村又は東京都から匿名化された上で東京都国保連合会に提供のあった苦情事例のうち、介護サービスの提供又は介護保険給付に係るものです。

■掲載先■

東京都国保連合会ホームページ上からご覧いただけます。

過去の事例を参考に、介護サービスの質の更なる向上にお役立てください！

HOME > 介護事業所等の皆様 > 介護サービスに係る苦情検索システム
(URL:http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/nursing_office/system_and_white_paper/system/index.html)

■お問合せ先■

東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談指導課

電話 03-6238-0173

○「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」(平成30年度第1期)の宣言事業所を募集します!

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害(※)分野の事業所の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。(※但し、障害分野は平成30年度第2期から実施)

1 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業の仕組み

(1)「働きやすい福祉の職場ガイドライン」が取組の目安

働きやすい職場づくりといっても取組は様々です。そこで都は、働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を策定し、このガイドラインを踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援しています。

(2)ふくむすび「東京都福祉人材情報バンクシステム」でPR

宣言事業所の情報は、事実関係を確認した上で、ふくむすび「東京都福祉人材情報バンクシステム」を通じて広く情報発信しています。

(3)宣言の有効期間は3年

一度申請いただければ、3年間継続して「宣言事業所」としてアピールできます。3年後も簡易な申請で更新することを予定しています。

2 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業の申請について

(1)スタートアップセミナーの受講(必須)

職場宣言をお考えの事業所は、職場宣言の概要や働きやすい職場づくりのポイント等を説明するスタートアップセミナーを受講いただく必要があります。(受講無料)

【開催日時・場所】

(第1回) 平成30年6月26日(火)13:30~16:30

東京都福祉保健財団 研修室1、2(小田急第一生命ビル5階)

最寄り駅:各線「新宿駅」、都営大江戸線「都庁前駅」など

(第2回) 平成30年7月2日(月)13:30~16:30

トヨタドライビングスクール東京 A会議室

最寄り駅:JR中央線「立川駅」、JR南武線「西国立駅」など

(2)申請書類及び現地確認について

職場宣言のために必要な申請書類を提出いただき、書類審査を行います。また、書類審査後は、現地確認を実施いたします。詳細は、東京都福祉保健財団HPをご参照ください。

3 その他

下記HPで宣言事業の詳細についてご紹介しています。

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/index.html>

【問合せ先】生活福祉部地域福祉課福祉人材対策担当 TEL 03-5320-4049

○ 区市町村、介護施設等職員向け福祉用具講習会のお知らせ

都内区市町村、地域包括支援センター、介護施設等において、福祉用具の相談や適合等のサービス業務に従事する職員を対象に、実践に即した幅広い知識・技術を学べる講習会を実施します。

受講を希望される方は公益財団法人東京都福祉保健財団までお申込みください。

1 テーマ別講習会

【第1回】歩行補助具の選び方と使い方

講師：望月彬也リハデザイン 望月 彬也 氏

講習日時：平成30年8月7日(火)9:30～16:30 申込期限：平成30年7月24日(火)

【第2回】褥瘡の予防と対策①(※第3回と同内容です。)

講師：高齢者生活福祉研究所 加島 守 氏

講習日時：平成30年9月13日(木)9:30～16:30 申込期限：平成30年8月30日(木)

【第3回】褥瘡の予防と対策②(※第2回と同内容です。)

講師：高齢者生活福祉研究所 加島 守 氏

講習日時：平成30年9月14日(金)9:30～16:30 申込期限：平成30年8月31日(金)

【第4回】高齢者の車いす

講師：福祉技術研究所 市川 洌 氏

講習日時：平成30年9月27日(木)9:30～16:30 申込期限：平成30年9月13日(木)

【第5回】移乗1 トランスファボードとスライディングシート

講師：福祉技術研究所 市川 洌 氏

講習日時：平成30年10月31日(水)9:30～16:30 申込期限：平成30年10月17日(水)

【第6回】移乗2 リフト

講師：福祉技術研究所 市川 洌 氏

講習日時：平成30年11月21日(水)9:30～16:30 申込期限：平成30年11月7日(水)

【第7回】住宅改修と改修計画

講師：とちぎノーマライゼーション研究会 伊藤 勝規 氏

講習日時：平成30年12月11日(火)9:30～16:30 申込期限：平成30年11月27日(火)

【第8回】排泄の仕組みと福祉用具

講師：日本コンチネンス協会 牧野 美奈子 氏

講習日時：平成31年1月30日(水)9:30～16:30 申込期限：平成31年1月16日(水)

※各回 定員30名 受講料1,000円

2 特別講習

【第1回】福祉用具と住宅改修～介護保険制度の考え方～

講師：創価大学 名誉教授 和田 光一 氏

講習日時：平成31年2月25日(月)13:30～16:30 申込期限：平成31年2月11日(月)

※定員30名 受講料1,000円

【お問合せ】

申込書及び詳細は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページを参照してください。

http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_kushi.html

公益財団法人東京都福祉保健財団 電話03-3344-8514

○ 福祉用具専門相談員指定講習会を実施します！

福祉用具貸与事業所・販売店等で福祉用具の選定・適合支援、点検、相談などの業務を行う「福祉用具専門相談員」を養成する講習会です。

受講を希望される方は公益財団法人東京都福祉保健財団までお申し込みください。

1 内容

「介護保険制度」や「福祉用具専門相談員の役割」、「福祉用具に関する知識・技術」を含む50時間のカリキュラムを全て受講し、かつ修了評価(筆記により実施)において必要な知識・技術等の習得が十分であると認定された方に対し、福祉用具貸与・販売事業所に2名以上置かなければならないとされている「福祉用具専門相談員」としての修了証書及び修了証明書を交付します。

カリキュラム等の詳細内容については、東京都福祉保健財団ホームページ(下記アドレス参照)でご確認ください。なお、カリキュラムの編成は変更することがありますのでご了承ください。

2 受講対象

特別な受講資格等は必要ありません。福祉用具専門相談員として従事することを希望する方のほか、福祉用具を詳しく学びたい方、福祉分野への就職を希望される方など、どなたでも受講できます。

3 講習日程

平成30年8月22日(水)～24日(金)及び8月27日(月)～31日(金) <全8日間>

9時30分～18時00分(初日9時15分からオリエンテーション)

開始、終了時間は、日によって多少異なります。カリキュラム等でご確認ください。

4 講習会場

公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室1
(東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19 階)

5 定員

定員: 60名(先着順)

6 受講料

30,000円(テキスト代含む)

7 申込期間

平成30年5月1日(火)～8月8日(水)

8 申込方法

ホームページで申込書入手し、必要事項記載の上、FAXでお送りください。

なお、郵送で申込みをご希望の場合は、記入後の申込書を封筒に入れるか、はがきに必要な項目を記載して、申込書の下段に記載する宛先へお送りください。

※ はがきでの申込みの場合は、「受講申込書」記載の個人情報の取り扱いについて同意、承諾されたものとさせていただきます。

【お問い合わせ】

カリキュラム及び申込書等の詳細は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページを参照してください。

http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shitei.html

公益財団法人東京都福祉保健財団 電話03-3344-8514

お知らせ

○介護施設等従事者向け福祉用具体験講習会のお知らせ

都内介護施設従事者等のうち福祉用具を初めて使用・体験する方、その他福祉用具について学習を希望する方を対象に、様々な福祉用具を実際に体験することによって福祉用具の機能や使用・選択方法の基礎的な知識を学習する講習会を実施します。

受講を希望される方は公益財団法人東京都福祉保健財団までお申込みください。

- 主な内容：(1)福祉用具の種類と特徴を知る
 (2)ベッド、車いす、杖、歩行器等を実際に体験する

講師：東京都福祉保健財団 専門相談員

講習日時：平成30年6月19日(火)14:00～16:00 申込期限平成30年6月5日(火)

受講料：1,300円

【お問い合わせ】

申込書及び詳細は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページを参照してください。

http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_koushukai.html

公益財団法人東京都福祉保健財団 電話03-3344-8514

お知らせ

○「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

無料

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくため、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月31日(日曜日)まで (土日祝日も実施)
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 (この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

【編集兼発行】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護

TEL 03-5320-4291、FAX 03-5388-1395

講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	<p>申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等</p> <p>受講者原則10人以上</p>
申込受付期間	平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月11日(月曜日)まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)
>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)